

したが、其の後は現在迄未押付金は一之七あるを以て、

(一) 健康保険組立に就ては、当組立に就て専ら會と決意の研定する外山口明斗一名を社会局に遣り講習せしめた。

(二) 野田五郎と豊民組立を兼辦する會との問題

野田五郎は豊民組立と協定するに付、其の利益(一例として)は、  
其当担分の購買組立に其の配給を受ける等)と見做せらるゝと思ひ、  
其の衝突の折衝する所ありしが、在豊民組立の現狀を左右の両派に与れ、  
其の協定に困難ある所あり。現在此の協定を打ち切り、  
其の縁縁関係に在る。

五 建議案委員報告

建議案委員報告

豊民組立應援委員會設置の件

本組案

二 役員改選の件 本組案

三 教育施設に關するの件 本組案

四 社会局費用の概算の件

五 爭議罷業を厚加丁の件

六 規約改訂の件

在議中

一 豊民組立應援委員會設置の件 本組案 湯中政吉 稟請

豊民組立と相当援助すること、  
其在工場に一名の委員を置く  
其の組織と其の有益なることを  
提出した。

実行の件

若委員會一名の應援委員を  
選出、其委員を遣り、  
其の意見を

提出す。

湯中政吉 稟請